



認定こども園

英伸幼稚学院

重要事項説明書

① 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の概要

施設運営主体	名称	一般社団法人 君島園
	所在地	札幌市北区新琴似 12 条 16 丁目 12-12
	電話番号	011-764-2423
	代表者氏名	理事長 君島 弘 園長 君島 明子
施設	施設の種類	地方裁量型 認定こども園
	施設の名称	認定こども園 英伸幼稚学院
	施設の所在地	札幌市北区新琴似 12 条 16 丁目 12-12
	連絡先	t e l 011-764-2423 f a x 011-764-2929
	管理者	園長 君島 明子
	開園年月日 法人設立	昭和 59 年 11 月 1 日 平成 26 年 9 月 3 日
	事業所番号	

(2) 目的

認定こども園英伸幼稚学院は、一人、一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体として提供することを目的とします。

★今も昔も変わらない教育をめざして★

今も昔も子どもたちは何も変わりません。子どもを取り巻く環境だけがどんどん変化していく中、子どもたちが、たくましく自分の力で生きていくための力を身につけることが何よりも大切なことと考えています。核家族化が進み子育ても孤立してしまうような環境が子どもや親御さんにとって大きな問題や負担、影響があることと思います。子育てをする親御さんの立場に立って一緒に共感し合いながら子ども1人1人の子育ての応援をしていきたいと考えています。

地域に根差した保育サービスで親御さんと一緒に楽しく子育てできる園を目指しています。

(3) 運営方針

本園は、法の基本理念と関係法令等に基づき、入所する子どもが明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるよう育成するものとする

- 食育を中心に健康な身体作りを目指す～食べ物を楽しむおいしく食べられるようになる
- 自分を出し、遊べる環境作りを目指す～自ら積極的に明るく、快活に遊べるようになる
- 基本的な生活習慣を身に着ける事を目指す～静と動の時間にメリハリをつけ心身ともに健康に過ごす
～心から気持ちよく挨拶ができる
- 縦割りの保育を通じて家族的な園を目指す～仲間を思いやる気持ち「ありがとう」の気持ちがつ
- 自立心の育ちを目指す～自ら「やりたい」の気持ちで育ち、意欲的に行動できるようになる

②提供する教育等の内容

(1)

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（昭和39年文部省告示第69号）及び保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づいた教育・保育を行います

(2) (1)に掲げる教育・保育のほか次に掲げる便宜の提供を行います。

- 送迎・・・希望者については、園バスによる送迎を実施します。（ただし、別途利用者負担有）
- 食事の提供・・・子どもの年齢に応じ、専属の調理師による食事の提供を行います
- 一時預かり・・・別紙参照
- 延長保育・・・別紙参照
- 外部指導・・・極真空手・体操（ダンス）・ソロバン教室 ※別料金

(3) 1日の流れ

別紙参照

(4) アレルギーなどの対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に相談ください。相談の上、除去するなど可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・そば・・・など

③職員の職種・職員数及び職務の内容

職種	職務内容	常勤	非常勤
理事長	本園の事務管理を行います	1	
園長	本園の管理運営を行います	1	
主幹保育教諭	園長を助け、入所している子どもに対し教育を行います	1	
指導保育教諭	入所している子どもに対し教育・保育を行い職員に対し、指導及び助言を行います	1	
調理長	札幌市の献立表に基づき安全で衛生的な食事を提供する	1	
保育教諭	入所している子どもに対し教育・保育指導を行います	6	1
送迎運転手	安全に子どもの送迎を行います	1	
養護教諭	発達が気になる子に対し専門的な指導を行います		2
外部講師	専門的な技能指導を行います		3
その他	保育補助・調理補助・清掃業務などの業務を行います		2
備考			
1 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準に関する条例に規定する基準を遵守したうえで教育・保育の提供に必要なに応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は子どもの人数に応じて必要な員数を配置します			

④教育・保育を行う日及び時間等

●本園では教育保育を提供する日・時間を次の通り定めています。

保育園コース（2・3号認定）		幼稚園コース（1号認定）	
教育保育を提供する日			
月曜日から土曜日まで		第1学期	
※国民の祝日に関する法律に定める休日及び		第2学期	
12月29日～翌年1月3日までを除きます		第3学期	
		時間外の保育は、一時預かりをご利用下さい。 (別料金)・・・別紙参照	
休園日について			
日曜日・祝祭日・年末年始		土曜日・日曜日・国民の休日	
ただし、本園の判断により必要に応じて上記の		夏季休園 7月27日～8月16日	
日以外であっても保育することがあります。		冬季休園 12月28日～1月17日	
教育・保育時間			
別紙参照		教育時間	
		AM8：00～PM13：00	
		一時預かり	
		AM7：00～AM8：00	
		AM13：00～AM17：00	

⑤保育料等

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます

(2)

教育・保育提供に要する実費に係る利用負担金等掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。また、別表に掲げる費用のほか、教育・保育の提供にあたって必要な経費であって、保護者負担が望ましいものについて、別途費用を徴収することがあります。この場合、予め費用をいただく目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承ください。

⑥利用定員

(1) 対象児童

1号認定こども2号認定こども及び3号認定こどもに該当する子ども

(2) 利用定員

組	(生年月日)	保育園コース	幼稚園コース
ゆり組 年長			
(平成21年4月2日～ 平成22年4月1日)		幼稚園コース・保育園コース併せて (1号認定) (2号認定)	18名
たんぽぽ組 年中			
(平成22年4月2日～ 平成23年4月1日)		幼稚園コース・保育園コース併せて (1号認定) (2号認定)	18名
もも組 年少			
(平成23年4月2日～ 平成24年4月1日)		幼稚園コース・保育園コース併せて (1号認定) (2号認定)	15人
ちゅうりっぷ組			
(平成24年4月2日～ 平成25年4月1日)		(3号認定) 17人	なし
ひよこ組			
(平成25年4月2日～ 平成26年4月1日)		(3号認定) 10人	なし

⑦利用の開始及び終了に関する事について

(1) 入園選考方法

入園に関する手続き、選考に関する事項は、別紙のとおりです

(2) 退園

- ・子どもが小学校に就学したとき
- ・子どもの保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・札幌市と協議のうえ適当と認められないとき
- ・その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じるとき

⑧緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 教育・保育中に容体の変化などあったとき

本園は下記の医療機関と嘱託医契約を締結しています。教育保育中に容体変化などあった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

園医

医療機関名	メディック北札幌
医院長名	樋口 正人
所在地	札幌市北区屯田7条3丁目 10-15
電話番号	011-775-5000

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身の安全を最優先させ、本園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

(3) 非常災害の時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします			
防災設備	・自動火災報知	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有	・日常警報装置	有
	・その他、カーテンなどの防火処理	有		
	・非常用電源	有		
	・災害に備えての備蓄	有		
避難訓練・消火訓練	避難訓練毎月 1 回実施	消火訓練年 2 回以上実施		
第一次避難場所	屯田西公園（園向かい公園）			
第二次避難場所	ほほえみ公園（新琴似 12 条 15 丁目）			

⑨要望・相談の受付について

当園利用相談窓口	・解決・受付責任者 ・ご利用時間 ・電話番号 ・FAX	主幹保育教諭 若杉 由恵 本園開園日・開所時間内 011-764-2423 011-764-2929
※ 担当者が不在の時は、当園職員までお申し出下さい		

⑩保険について

認定こども園保険
① 定こども園賠償責任補償：三井住友海上火災保険（株）
② 定こども園団体傷害補償：AIU 損害保険株式会社

⑪守秘義務及び個人情報に関する事項

個人情報取り扱い規定に基づき、情報を取扱います。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のため
めに必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行・接続がはかれるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の園に転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設などに在籍する場合において他の施設との間で必要な連絡調査を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供をおこなうこと。

認定こども園 英伸幼稚学院

園長 君島 明子 様

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

平成 年 月 日

印

重要説明事項同意書

本園における教育・保育提供を開始するにあたり、本書面に基づ

き重要事項の説明を行いました。

認定こども園 英伸幼稚学院

説明者：主幹保育教諭 氏名 若杉 由恵

私は、本書面に基づいて英伸幼稚学院の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別紙①

時間外保育に係る利用者負担

(パターン1：コアタイムの設定が9時～17時の場合)

項目	保育短時間（9時～17時） （18時～19時までは、保育標準時間の料金と同額を徴収）			保育標準時間（18時～19時）
	7時～9時（2時間）		17時～18時（1時間）	
	（1時間を超える利用）	（1時間以内の利用）		
金額	200円	100円	100円	200円
金額 （減免 世帯）	100円	50円	50円	100円

(パターン2：コアタイムの設定が8時30分～16時30分の場合)

項目	保育短時間（8時30分～16時30分） （18時～19時までは、保育標準時間の料金と同額を徴収）				保育標準時間（18時～19時）
	7時～8時30分 （1時間30分）		16時30分～18時 （1時間30分）		
	（1時間を超える利用）	（1時間以内の利用）	（1時間以内の利用）	（1時間を超える利用）	
金額	150円	100円	100円	150円	200円
金額 （減免 世帯）	75円	50円	50円	75円	100円

(パターン3：コアタイムの設定が8時～16時の場合)

項目	保育短時間（8時～16時） （18時～19時までは、保育標準時間の料金と同額を徴収）			保育標準時間（18時～19時）
	8時～9時 （1時間）	16時～18時（2時間）		
		（1時間以内の利用）	（1時間を超える利用）	
金額	100円	100円	200円	200円
金額 （減免 世帯）	50円	50円	100円	100円

別紙②

- 1号認定・・・幼稚園コース（年長・年中・年少）
 2号認定・・・保育園コース（年長・年中・年少）
 3号認定・・・保育園コース（年少未満）

A 入園時または進級時にかかるもの

1・2・3号認定（幼稚園コース・保育園コース）

項目	特記	金額
帽子代	進級年度代わり	600円
園服代	1・2号認定・入園時のみ	4400円
保険料	進級年度代わり	600円

B 1号認定（幼稚園コース）保育料以外に係るもの

項目	特記	金額
給食代	月～金（完全給食）	日額 300円
送迎料 （利用者のみ）	1人目	月額 4000円
	2人目以降	月額 1000円
施設費	教材等につかうもの	月額 1000円
外部講師料（年長のみ）	空手・ダンス（月・水）	月額 2000円
一時預かり	7:00～8:00 13:00以降	詳細が決まり次第お知らせします。

C 2・3号認定（保育園コース）保育以外にかかるもの

項目	特記	金額
送迎料 （利用者のみ）	1人目	月額 4000円
	2人目以降	月額 1000円
給食主食代	3号認定は保育料に含まれます	月額 1000円
外部講師料（年長のみ）	空手・ダンス	月額 2000円

※本園は上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付します。

ゆり(年長)・たんぼぼ(年中)・もも(年少)・ちゅうりっぷ(2.3歳)・ひよこ(1.2歳)



一日の保育の流れ



時 間	ゆり・たんぼぼ・もも組	ちゅうりっぷ組	ひよこ組
8:00	登園	登園	登園
	縦割り保育	ブロック遊びなど	ブロック遊びなど
	園庭(外遊び)	自由保育	自由保育
9:15	お集まり(おかたづけ)	水分補給	おむつ交換
9:30	朝の会	トイレットトレーニング	おやつ・水分補給
10:00	設定保育		設定保育(スキップ遊びなど)
11:00		昼食準備	昼食準備
11:30	昼食準備	給食	給食
11:45	給食		午睡準備(おむつ交換)
12:00		午睡準備(トイレットトレーニング)	
12:30	午睡準備	午睡	午睡
	帰りの会(幼稚園コース)		
13:00	午睡		
	幼稚園コース順次帰宅		
14:40	起床	起床	起床
15:00	おやつ・水分補給	おやつ・水分補給	おやつ・水分補給
15:20	絵本読み聞かせ	トイレットトレーニング	おむつ交換
15:30	縦割り保育(自由保育)	自由保育	自由保育
	(主に外遊びなど)	ブロック・おもちゃ・手遊び・踊りなど	ブロック・おもちゃ・手遊び・踊りなど
16:30	グループ遊びなど	水夏場は積極的に外遊びを行います	水夏場は積極的に外遊びを行います
	順次帰宅	順次帰宅	順次帰宅
17:00	全クラス合同保育		
18:00	帰りの支度		順次帰宅

★年長★

月曜日 ダンス 13:00~14:00

水曜日 空手 13:00~14:00

金曜日 そろばん13:00~13:45

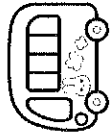


～お迎え時間について～

15:00~16:00の時間のお迎えを避けて頂く様お願い致します。

送迎バスの出発時間の為、玄関が混み合います。

どうしてもこの時間にお迎えが重なる場合は、必ず電話連絡をお願い致します。



送迎バス利用の方へ



本園は基本的に戸口から戸口までの送迎を行っております

送迎料金

●往復・・・1人¥4000 2人目以降¥1000 ●片道・・・1人¥2000 2人目以降¥1000

※基本的に送迎は月単位でお申込み下さい。

※保育料などと一緒に口座引き落としになります。

お願い

- ★ 送迎時間は可能な限り調整いたしますが、送迎ルートなどの都合により希望時間にならないこともあります。
- ★ 安全運転最優先の為、道路状況や天候の状態によっては、送迎の遅れなども考えられます。また、お休み状況によっては園バスが早く到着することもあります。早めの準備を心がけて下さい。
- ★ 悪天候時は無理に園バスを出すことなく自主登園していただくこともあるかと思えます。その時はご協力お願いいたします。
- ★ 在園中の悪天候・災害時などはバスが出ません。開所時間内にお迎えにきて頂きます。
- ★ ※子どもを最優先いたします。急な連絡などはメール・又は電話でお知らせいたします。
- ★ 送迎バス到着時間にはバスが停めやすい場所待機して頂いて下さい。
- ★ 送迎バスの到着時間が前後することもあります。1つ前のお客から2コールするので、合図が鳴ったら待機するようにお願いします。バスを待たせることのないよう、ご協力をお願いします。特に朝は車通りが多く長くバスが停車することができません。所定の場所にいない場合通過していくこともあります。予めご了承ください。
- ★ バスからの連絡が2コール以上あった場合は電話に出るようにお願いします。
- ★ 冬期間、自宅付近の路面状態などにより所定の場所にバスが着けられない場合、バスが停められる場所まで出てきて頂きます。(2コール以上が鳴った場合電話に出て下さい)
また、停車場所にバスが停まらないような状態の時は園まで報告願います。

お休みの時

- ★ 当日お休みの連絡をされる場合は7:00までに園に連絡下さい。
- ★ 急なお休みの場合も園に連絡下さい。(バスが到着する前に)
連絡時に伝える事「いつまでどんな理由で休むのか」を明確に担当の先生の伝えて下さい。
- ★ 予めお休みの日が解っているときも前日又は当日、必ずお休み連絡をお願いします。
- ★ お休みするときも当園するときも園に連絡下さい(トラブル防止のため)

特別な理由がない限り、送迎する場所・時間の変更はできません。予め所定の場所を決めて下さい。時間に間に合わないときなどは園に連絡の上、お迎えにきて下さい。

リュックの中身

ひよこ組・ちゅうりっぷ組

一目でわかる所に
全ての物に必ず
記名して下さい

オムツ・おしりふき



オムツは3~4枚



おしりふき1袋

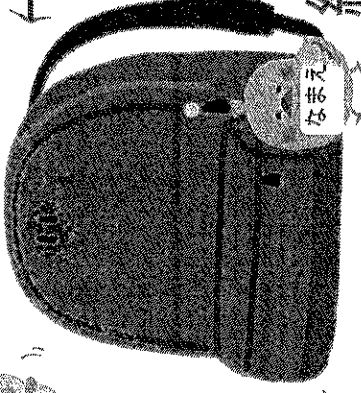
袋に入れず、そのまま
リュックに入れて下さい

まだ自分で管理が出来ない
ので、名前が無いと
戻ってきません。

リュックは子ども用の物
で中身がすべて収まる
サイズにして下さい



各机はひよこ・ちゅうりっぷ組さんはピンが
1つ、危ないので腫ではなく、かばんに付けます



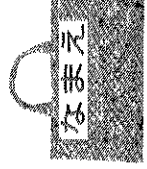
★毎週水曜日は
おやつの日です。お子様が自分で
食べられるお好きなおやつを
記名して入れて下さい

コップは、プラスチックで
持ち手つきを用意して下さい。
ひよこ組はコップを用意しています。

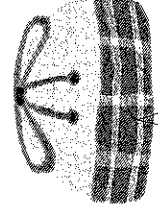
給食セット

レッスンバック

金曜日にシーツや毛布を持ち帰る時や
製作など持ち帰りに使用します。
シーツは夏場は週に1回
冬場は2週に1回



縦30cm横40cm
他のサイズで構いません。



コップ、おしぼり、
スプーン
フォーク

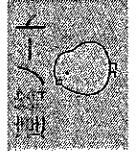
を透明ポリ袋に入れて、
自分で出せる様に
口をしぼらずに
給食袋に入れて下さい

連絡袋・連絡ノート

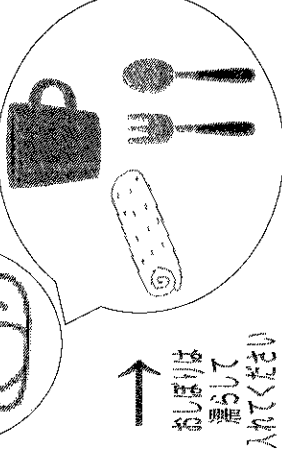
連絡袋



提出物はこのうさぎの袋に入れて、必ず保育士に
手渡しする様にお願ひします。
常に空の状態でリュックに入れて置いて下さい。



連絡事項はこちらのノートを
使用して下さい。



おしぼりは
濡らして
入れて下さい

食専用エプロンは
必要に応じて入れて下さい。
こぼさず食べられる様になれば
必要ないかと思ひます。

給食セットは、自分で出し、お片づけが出来る様に少ずつ練習をします。
お箸は年少（ももぐみ）になってから使用しますので、持たせない様お願ひします。

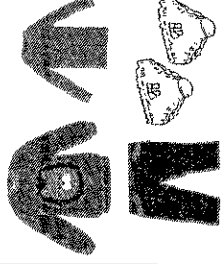
リュックの中身

ゆり組・たんぽぽ組・もも組

一目でわかる場所に
全ての物に必ず
記名して下さい

着替え一式

*量んで
そのまま
リュックに
入れて下さい



靴下は冬場は雪遊びなどで履けてしまいますので、
2〜3足入れて下さい。

リュックは子ども用の物
で中身がすべて収まる
サイズにして下さい

ループ付きの
タオル1枚

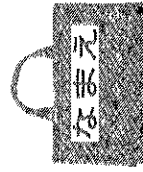
手ふきに使います。



★毎週水曜日は
おやつの日ですお子様が自分で
食べられるお好きなおやつを
記名して入れて下さい

レッスンバック

金曜日にシーツや毛布を持ち帰る時や
製作など持ち帰りに使用します。
シーツは夏場は週に1回
冬場は2週に1回

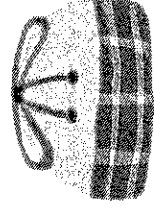


縦30cm横40cm

他のサイズで用意下さい。

給食セット

コップは、プラスチックで
持ち手つきを用意して下さい。

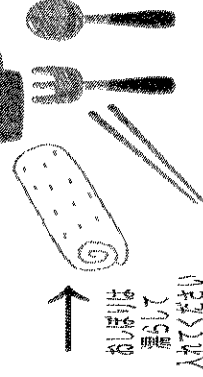


コップ、
おしぼり、
スプーン、
フォーク

を給食袋に入れて下さい

連絡袋・連絡ノート

連絡袋 提出物はこのうさぎの袋に入れて、必ず保育士に
手渡しする様にお願ひします。
常に空の状態でリュックに入れて置いて下さい。



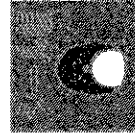
→ おしぼりは
濡らして
入れて下さい

スプーンフォーク、おしぼり、おしぼりのケースは
一人で開閉し、片付けられるものが良いです。

1人用サイズの
レジャーシート
お天気のよい日に
使う事があります



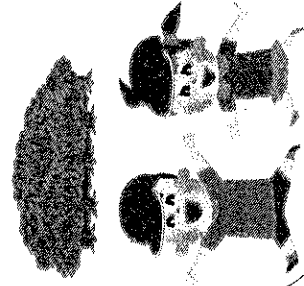
毎日、出席のシール
を貼ります。



服装など

・もち、たんぽぽ、ゆりぐみさんは胸に名札をつけます

夏



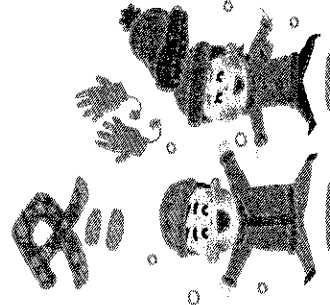
・夏場は園のカラー帽子を使用しますので、個人の帽子は持って来ない様をお願いします。

・洋服は体のサイズに合った動きやすいもの、遊びで汚しても差支えの無い物でお願いします。

・園庭がゴムマットになっており、晴れている日は靴を履かずに遊ぶ事があり、靴下や足の裏にゴムの色がついてしまう事があります。園でも足を拭くようにはしておりますが、取りきれない場合はご自宅をお願いします。

・靴はかかとの外側に記名して下さい。運動靴が良いです。防風林や屯田西公園へいくと小枝などが足にささるのでサンダル、クロックスはご遠慮ください。

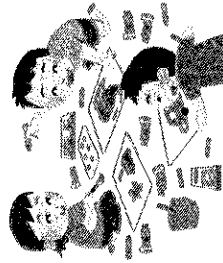
冬



・雪遊び出来る服装・・・つなぎ、防寒帽子、スノーシューズまたは防寒長靴（スパイク付きは危険なのでたんで下さい）てぶくろ（ゆり、たんぽぽぐみ以外はてぶくろにひもをつけないで通します）

・つけてきてはいけないもの・・・マフラー、みみかけ、ゴーグル

・足カバー（屯田西公園へいく時に使用します。ひよこぐみ以外）



・キャラクター柄付きのティッシュはトラブルのもとになりますので、園には持ってこない様にして下さい。無地の白い物は持ってきてても良いです。

・キーホルダーをかばんにつける場合は自分の目印として1つ迄とします。



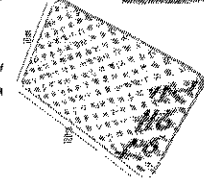
・女の子のかみかざり、ピン留め、ヘアバンド、シュシュは、外れやすく、小さい子が口にしてしまったり、紛失やぶつかった時のケガの原因にもなりかねません。かわいいのですが、園では使用しない様をお願いします。



・ひよこ、ちゅうりっぷぐみさんはお弁当の日には、かざりピックやシリコンカップなど、危険で紛失しても名前がわからない為、年少さんになり、自己管理が出来る迄は入れない様をお願いします。



・園服は年少さんから購入して頂き、行事等で着用します。



・午睡用ふとんについて（敷きパッド、掛布団をご用意ください）敷き布団は、抗菌マットを園で用意しております。

シーツは70cm×120cmのもので、四隅にゴムのついたもの。

掛布団は、夏場は子ども用で体に合ったサイズのバスタオル冬場は毛布などが良いです。

記名はシーツ、タオル共に、大きくはっきりと油性ペンで記入願います。左記で参照下さい。





教育標準時間（１号）認定を受けた子どもの 札幌市の利用者負担額案



※この利用者負担額案は、新制度の円滑な施行に向けてお示しするもので、最終的に平成２７年度の予算編成を経て確定します。

下記の表は、教育標準時間（１号）認定を受けた子どもが新制度に移行する幼稚園を利用した場合の利用者負担額案です。
この利用者負担額案は、札幌市の保育所保育料と私立幼稚園の平均保育料との均衡を考慮し、設定をしました。

（平成２７年４月１日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分			札幌市の利用者負担額案 月額
区分	定 義	推定年収	
1	生活保護法による被保護者世帯等	—	〇 円
2	市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割が非課税の世帯※	～270万円	3,300 円 (1,650 円)
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下※	～360万円	10,300 円 (5,150 円)
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下※	～680万円	14,700 円 (7,350 円)
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上※	680万円～	19,900 円 (9,950 円)

＜参考＞国基準の利用者負担のイメージ

国 区 分	利用者負担額 月額
①	〇 円
②	9,100 円 (4,550 円)
③	16,100 円 (8,050 円)
④	20,500 円 (10,250 円)
⑤	25,700 円 (12,850 円)

（備考）

- ① 推定年収は、夫婦（片働き）と子ども２人のモデル世帯の場合のおおまかな目安になります。
 - ② 幼稚園年少から小学校３年までの範囲において、最年長の子どもから順に２人目は半額（（ ）内の金額）、３人目以降については無料となります。
 - ③ 階層区分は、４月～８月は前年度分の市町村民税、９月～翌年３月は当年度分の市町村民税により決定する予定ですので、８月以前と９月以降で利用者負担額が異なる場合があります。
 - ④ この利用者負担額（案）よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園（認定こども園を含む）に通園している園児については、各園によって経過措置が適用される場合があります。
 - ⑤ この利用者負担額（案）のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。
 - ⑥ 第２・３階層区分で、ひとり親家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯の場合を対象に軽減措置を実施する予定です。
- ※ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

保育（2・3号）認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）のイメージ（月額）

※この表は、現在、所得税額を基に決定している札幌市の階層を市町村民税額で置き換えたときのイメージです。

現行の階層区分		市町村民税額で置き換えたときのイメージ		利用者負担額（保育料）		
区分	定 義			4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童
A	生活保護法による被保護世帯等	生活保護法による被保護世帯等		0 円	0 円	0 円
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税が非課税の世帯	市町村民税額が非課税の世帯		3,300 円 (830 円)	3,300 円 (830 円)	4,400 円 (1,100 円)
C	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税が課税されている世帯	A階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	8,800 円 (2,200 円)	8,800 円 (2,200 円)	11,000 円 (2,750 円)
D1	A階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次のいずれかの区分に該当する世帯		48,600円以上 67,000円未満	13,480 円 (3,370 円)	13,480 円 (3,370 円)	15,680 円 (3,920 円)
D2			67,000円以上 97,000円未満	19,800 円 (6,930 円)	20,350 円 (7,120 円)	22,550 円 (7,890 円)
D3			97,000円以上 140,000円未満	24,200 円 (8,470 円)	25,300 円 (8,860 円)	30,250 円 (10,580 円)
D4			140,000円以上 169,000円未満	25,850 円 (9,040 円)	29,150 円 (10,200 円)	39,600 円 (13,860 円)
D5			169,000円以上 254,000円未満	29,430 円 (14,710 円)	33,220 円 (16,610 円)	45,870 円 (22,940 円)
D6			254,000円以上 301,000円未満	32,450 円 (16,230 円)	37,680 円 (18,830 円)	53,740 円 (26,860 円)
D7			301,000円以上 341,000円未満	34,100 円 (17,050 円)	39,600 円 (19,800 円)	60,170 円 (30,090 円)
D8			341,000円以上 397,000円未満	35,200 円 (17,600 円)	40,700 円 (20,350 円)	65,450 円 (32,730 円)
D9			397,000円以上	36,300 円 (18,150 円)	41,800 円 (20,900 円)	75,900 円 (37,950 円)

（備考）

- ① 就学前の範囲において、同一世帯から2人以上の子どもの場合、最年長の子どもから順に2人目は（ ）内の金額、3人目以降については無料となります。
- ② 利用者負担額（保育料）の年齢区分は、年度の初日（4/1）の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中の利用者負担額（保育料）は変わりません。
- ③ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税より決定する予定です。
- ④ 現行の階層区分は、平成23年度分所得税から廃止された年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ部分を適用して所得税額を再計算し、決定しています。
- ⑤ 保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）は、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）より1.7％程度（0～1,300円程度）下がる予定です。
- ⑥ B・C階層区分で、ひとり親家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯については、下記の表を適用します。

現行の階層区分		市町村民税額で置き換えたときのイメージ		利用者負担額（保育料）		
区分	定 義			4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税が非課税の世帯	市町村民税額が非課税の世帯		0 円	0 円	0 円
C	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税が課税されている世帯	A階層を除き、市町村民税の所得割額が48,600円未満の世帯		8,300 円 (2,070 円)	8,300 円 (2,070 円)	10,500 円 (2,620 円)

※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。